

(別紙①)

介護老人保健施設ライフポート泉南
通所リハビリテーションサービス利用料金

平成 30 年4月1日より

1.介護保険給付対象費用

(1日あたり:6時間以上～7 時間未満利用の場合)

③は自己負担額

(非課税)

要介護度	要介護-1	要介護-2	要介護-3	要介護-4	要介護-5
①施設サービス 利用料金	6,890 円	8,233 円	9,544 円	11,115 円	12,654 円
②介護保険から の給付額	6,201 円	7,409 円	8,590 円	10,003 円	11,388 円
③自己負担額 ※1 割負担の場合	689 円	824 円	954 円	1,112 円	1,266 円

※介護保険負担割合証に記載されています負担割合にて自己負担は異なります。

2. その他の介護保険給付対象費用

- *入浴介助加算 : 浴室での入浴を利用した場合に算定
- *サービス提供体制強化加算Ⅰ : 厚生労働大臣が定める基準を満たした職員配置
- *口腔機能向上加算 : 口腔機能低下の状態にある、または恐れのある方に対して、実施・指導される機能向上サービス
- *栄養改善体制加算 : 利用者の栄養状態を把握し、多職種が協力して個人ごとの栄養ケア計画の作成に対する評価
- *栄養スクリーニング加算: 栄養スクリーニングを行い、栄養状態に係る情報を文書上で共有した場合に評価
- *リハビリテーション提供体制加算 : リハビリテーション専門職員の配置を基準より手厚くした体制
- *リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ・Ⅳ : 定期的な評価を行い、利用者ごとのリハビリテーション実施計画に基づくリハビリテーション
- *短期集中個別リハビリテーション実施加算 : 退院・退所後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーションの実施。

*** 認知症短期集中**

リハビリテーション実施加算： 認知症の状態に合わせ効果的な方法を取り入れた集中的なリハビリテーション

*** 生活行為向上**

リハビリテーション実施加算： 生活行為の向上に焦点を当て、生活場面における具体的な指導やリハビリテーション

*** 重度療養管理加算** : 手厚い医療が必要な状態である利用者にサービス提供を行った場合(別に厚生労働大臣が定める状態の方)

*** 中重度者ケア体制加算** : 中重度要介護者を積極的に受入れ、看・介護職員を加配

*** 社会参加支援加算** : 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制に対する評価

*** 介護職員処遇改善加算** : 事業所において介護職員の賃金改善の取り組みに対する評価

加算項目	1. 施設サービス利用料金	2. 介護保険からの給付額	3. 自己負担額
入浴介助加算	516円	464円	52円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	185円	166円	19円
リハビリテーション提供体制加算	247円	223円	24円
口腔機能向上加算	1,549円	1,394円	155円
栄養スクリーニング加算(6か月に1回)	51円	46円	5円
栄養改善体制加算	1,549円	1,394円	155円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	① 8,780円	7,902円	878円
	② 5,474円	4,927円	547円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	① 11,569円	10,412円	1,157円
	② 8,264円	7,437円	827円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	① 12,602円	11,342円	1,260円
	② 9,297円	8,367円	930円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1,136円	1,022円	114円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	2,479円	2,231円	248円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	19,833円	17,849円	1,984円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	20,660円	18,594円	2,066円
	10,330円	9,297円	1,033円
重度療養管理加算	1,033円	929円	104円
中重度者ケア体制加算	206円	185円	21円
社会参加支援加算	123円	110円	13円
事業所が送迎を行わない場合	-485円	-436円	-49円
介護職員処遇改善加算	所定単位×47 / 1000		

3. 介護保険給付対象外費用

*食費（1日あたり） 昼食500円 おやつ50円（非課税）

*オムツ料金（1日あたり） 100円（非課税）

*日用品費（1日あたり） 150円（非課税）

シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、石鹸、タオル、おしぼり、義歯洗浄剤、歯ブラシ、歯磨き粉

*教養娯楽費（1日あたり） 100円（非課税）

習字道具、絵画用具、工作用具、裁縫用具、その他、クラブ活動の消耗品費、嗜好品

*電気代（1機種・1日あたり） 50円（税込み）

利用者が個々に利用する電気の使用料。（電気毛布、電気こたつ、テレビ、パソコン等）

*文書料（1通） 5,400円（税込み）

死亡診断書並びに利用者等から任意に要請されて作成する診断書。

（死亡診断書、生命保険給付に関する診断書など）

*その他

前記のほか、利用者が個々に希望する法定代理受領サービスに該当しないものについては、実費相当額とします。

- 被服の洗濯をご希望の場合
- 個人的に希望して行うクラブ活動等の材料費
- 利用者が選定する特別な食事の提供
- 複写（コピー）を希望される場合は、1枚につき10円（税込み）とします。
- 利用者等のスナップ写真を希望する場合は、1枚40円（税込み）とします。